

「アメリカ教育使節団報告書」を通して見る 戦後幼児教育への希望（後編）

織田望美

（大学院生）

第二次アメリカ教育使節団の報告中

幼児教育に関する提言について

倉橋惣三

（第四十九巻第十二号 一九五〇年十二月）

本号では、前号で見た「第一次アメリカ教育使節団報告書」に関する記事に続いて、一九五〇年九月に提出された「第二次アメリカ教育使節団報告書」を受け、同じく倉橋がその幼児教育に関する提言内容について解説を行つた記事を紹介する（前号同様、アーカイブ

ズ記事の再録に際して、旧字体は新字体に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。また、誤記と思われる字句にはママと付記した。引用文中の注記は筆者による）。

五年前の第一次アメリカ教育使節団報告における幼児教育に関する点は、

『児童の成長発達の確実な原則から見て、学校施設を更に年少の児童にまで及ぼすことの賢明なことが分る。正規の学校制度に必須な改革が行われ、適当な経費が支給せられる時

織田望美（おだのぞみ）

お茶の水女子大学大学院博士後期課程在学。戦後占領期における幼児教育改革について、主にアメリカ側の視点から研究を行っている。

が来たら、育児所や幼稚園をもっと多く設けてこれを小学校に組み入れるように勧める』とあつた。

今回の第二次使節団の勧告は、これに具体的な一步を進め教育行政の章において、

『保育学校^(注2)および幼稚園は、小学校の一部として設置すべきである』

と確言し、又教員養成教育の章において、

『個人的成長発達の研究をもつと強調する必要がある。附属学校および協力学校は子供の成長発達を直接観察するために使用すべきである。保育学校および幼稚園は附属小学校と結びついて存置せられ、子供の観察と幼稚園の教師養成のための学生の教育参加及び教育実習のために使用すべきである。保育学校、幼稚園の教育に従事したいと思う教師は、同時にまた小学校を教えることができるようにならるべきである』（倉橋訳）と示してある。その他、学校教育一般について、

以上二つの条項が、如何なる重要意義をもつかは多くの説明を要しないであろう。これは、使節団と懇談の機会をもつた保育界諸方面からの要望中にもあつたところであるが、教育刷新審議会^(注3)委員として余も亦強く要望せられたことは、深き喜びを感じざるを得ないのである。

『小学校の一部として設置せらるべきである』ということは幼稚園普及の甚だ不足せる現状への、最も組織的な解決法であると共に、幼稚園義務制の理想の実現に対する、最も合理的の段階である。また、学校教育体系の中において、就学前教育というよりも一步進んで低学年前教育という近來の傾向を具体的にするものである。

教員養成の必備要件として幼稚園の緊要の

説かれている点は、教育研究学校に附属幼稚園をもたないところの、今もなお多き不完備

を強く指摘するものである。これは、全国附属

幼稚園主事協会からの要望でもあつたが、就

学前年齢の研究なくして、小学児童の正しき

理解の出来ないこと、児童の心身の個人的成

長の理解を学び得ないことは、いゝまでもない。

更に此項において、幼稚園教員養成に関し

て示されている二つの点は注意せられなければならぬ。第一は、幼稚園教員養成の必要

とその本筋に触れていることであり、現下、

日本の保育界最大の欠陥たる、その教師の養

成の途の全然とよつてもいいほどの不備は、

恥を忍んで卒直に使節団の前に語ったところ

でもあり、使節団諸君もその不備を痛感した

ものである。第二は、幼稚園教員が小学校

低学年を教えるよう養成せらるべきである

ということは、幼稚園教育のためにも、小学校

低学年教育のためにも、最も適切必須の注意

であつて、われら年来の主張と合致している。

幼稚園義務制の実現を見据えつつ、学校教育組織の一環としての普及を図るという立場は、先の第一次報告書を受け提起されていた課題と軌を一にするものである。さらに、第二次報告書を受けた上記の解説においては、これに加えて教員養成機関への附属幼稚園の設置、また、小学校低学年教員の資質を兼ね備えた幼稚園教員の養成拡充といふ、教員養成のあり方今まで踏み込んだ、より具体的な課題が明示されている点が特徴的である。そして倉橋は、以上のような報告書の解説に、「この最も基本的な、そして最低標準の改革は、必ず急速な実施にうつされなくてはならない。」という言葉を添えている。

二度にわたる「アメリカ教育使節団報告書」の提出から約七十年の時を経た現在、倉橋が抱いた戦後幼児教育への希望は、私たちの目

にどのように映るだろうか。

現在、幼小接続は目下の課題とされ、二〇一五年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、幼保連携型認定こども園は「小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない」ことがうたわれている^{注4}。しかしながら、そこで実際の保育を担う「保育教諭」に求められているのは、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有という要件のみであり、その資質や養成のあり方といつた具体的な部分に関して、小学校教諭との関係調整を図る論議は十分になされていないよう見受けられる。さらに、同施設の学校教育法に基づかない学校（教育基本法に基づく学校）という位置付けに着目すれば、新制度が「幼児教育の、教育組織内における、例外的、専門的、在り方」に異を唱えた倉橋の論に相反するものと見ることも可能であろう。

もとより、七十年前と現代とでは幼児教育

を取り巻く状況が大きく異なつており、当時の理想を単純に現代の理想に置き換えることはできない。ただ少なくとも、戦後あるべき理想の姿を見据えつつ、目の前の現実をつくり上げていった時代に描かれた未来への希望は、その後積み重ねられた歴史の上に今を生きる私たちに、現実の制約を差し引いて追求すべき理想の形とは何か、今一度問い合わせるための手掛けかりを示しているのではないだろうか。

1 注

なお、倉橋は第二次報告書に関する本稿で紹介する記事のほか、「幼児の教育」第五十卷第一号（一九五一年二月）にもさらに詳しい解説を発表している。
原語は先の第一次報告書の「育児所」と同様、*nursery schools*である（以下同様）。

2 3 4 5 アメリカ教育使節団に協力することを任務として発足した、日本側教育委員会を前身とする教育政策審議機関。倉橋は同委員会の委員を務めていた。

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕第十条第二項。

倉橋惣三「米国教育使節団報告書中の幼児教育に関する提言と学校教育の下への延長」『幼児の教育』第四十五卷第二号（一九四六年十一月）p.5